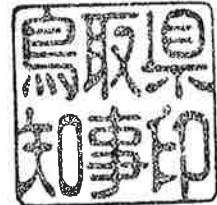


第201700121104号
平成29年8月17日

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会
会長 松岡 義雄 様

鳥取県知事 平井 伸治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成29年8月17日から平成34年8月16日まで

担	当：福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課 法人指導担当 佐々木
電	話：0857-26-7143
	ファクシミリ：0857-26-8127
	電子メール：sasakike@pref.tottori.lg.jp